別表十四（二）
26欄又は42欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十四（二）　平二十五・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合			
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額（41の計）	1	円	損金算入	支出した寄附金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額（42の計）	2				同上以外のみなし寄附金額	26	
		その他の寄附金額	3						
		計 (2)＋(3)	4						
	所								
	寄								
	同								
	期								
	同								
	同								
	一般								
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額の計算	寄附								
	期末の								
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)＋(15))×$\frac{1}{2}$		16		算				
特定公益増進	寄附金の損金算入額		17			損金算入限度額 (31)と((21)と(22)のうち多い金額)又は((31)と(32)のうち多い金額)		34	
(2)と((14)									
指定									
国外関									
(4)の寄附金額									
損金不算入額	同上の								
	国外								
	完全支								
寄	附							附金額 4	
									円

26欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第1項」※1
又は「第66条の11の2第1項」※2
②区分番号に、「00375」※1又は「00393」※2
③当該別表十四(二)26欄の金額（円単位）
を記載してください。

※1 「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合
※2 「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合
（注） 認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

42欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第2項」※1
又は「第66条の11の2第2項」※1、2
②区分番号に、「00394」※1又は「00424」※2
③当該別表十四(二)42欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額（円単位）を記載してください。

※1 「認定特定非営利活動法人」、「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合
※2 「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

法 0301-1402